平成２８年（フ）第８４号
三重県名張市平尾2734番地１　ロゼーリ305号
破産者　車谷　和哉
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２０５９号
滋賀県高島市新旭町安井川字南川原1339番地１
破産者　エイトノット株式会社
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８９１号
大阪市福島区福島８丁目16番10号
破産者　日本住宅建設株式会社
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９０４号
大阪市北区西天満４丁目９番12号
破産者　株式会社ディレクタス
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２４号
大阪市住吉区遠里小野１丁目３番４号
破産者　株式会社アキ通信システム
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９３号
大阪府東大阪市荒本西３丁目６番21号、商業登記簿上の本店所在地大阪府柏原市国分本町６丁目８番13号
破産者　有限会社ショービニューパック
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０８号
大阪市天王寺区勝山４丁目１番９号
破産者　椋本株式会社
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５０号
大阪市旭区清水３丁目24番２―402号
破産者　足立　　陵
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５９５号
大阪市西区新町１丁目８番１号行成ビル９階Ｅ２号室
破産者　有限会社ビサージュ
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１号
堺市北区北長尾町２丁５番９号
破産者　有限会社ヴォイスコーポレーション
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７９号
神戸市長田区菅原通１丁目ＪＲ高架下73号
破産者　有限会社板宿自動車
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２号
鳥取県米子市四日市町37番地
破産者　有限会社ニユーハンザー
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１８３号
茨城県常陸太田市寿町542番地の１
破産者　有限会社太田運輸
１　決定年月日　平成29年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１４３号
東京都武蔵野市境２丁目10番１号境央マスターズ
破産者　株式会社新建築設計事務所
１　決定年月日　平成29年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７２号
東京都西東京市保谷町６丁目10番５号コーポブラン101号
破産者　高橋　政人
１　決定年月日　平成29年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１９号
三重県鈴鹿市中江島町27番35号
破産者　有限会社ニムラ建商総合センター
１　決定年月日　平成29年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４号
三重県津市渋見町554番地78、住民票上の住所三重県津市一身田大古曽841番地３
破産者　コーナーフラッグこと　角畠　幸雄
１　決定年月日　平成29年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７６号
宮崎市柳丸町72番地
破産者　有限会社中野設計研究所
１　決定年月日　平成29年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２９年（フ）第８号
鹿児島県鹿屋市大浦町11464番地２　県営大浦団地３棟42号
破産者　小薄　　瞳
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
茨城県水戸市笠原町507番地の１　プリマベーラⅠ101号
破産者　細野　眞弓
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５８号
茨城県水戸市桜川１丁目７番24―301号　桜川マンション、前住所茨城県鉾田市柏熊315番地27
破産者　平沼かおり
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６１号
茨城県水戸市城東１丁目４番１棟404号　県営明星アパート
破産者　大和田和子（旧姓御園）
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所